

## くん蒸によらない方式の主な輸入検疫条件

- 1 指定された州<sup>※</sup>の害虫（コドリンガ）低発生園地で生産されること。

※現在、カリフォルニア州、北西部州（アイダホ州、オレゴン州及びワシントン州）を指定

- 2 害虫の発生調査が定期的に行われ、害虫の発生数が一定数以下であること。

- 3 寄生果の確認調査が集荷から輸出までに3回（こん包施設到着時、選果後、輸出検査時）行われること。

（今回の害虫の発見を受けて、こん包施設到着時の寄生果実の確認については、検出の精度の向上のため、サンプル数を300果から600果に倍増。）